

第4章

家族の相談が回復のチャンスを作ります

この章では、家族の相談がきっかけになって、最終的には薬物依存症者ご本人が回復するチャンスを手に入れることができた事例と家族の生の声を紹介したいと思います。

A 男さんの場合

順調なサラリーマン生活を送っていた A 男

A 男は、ごく普通の家庭に生まれ、何不自由なく育てられました。そして、都内の私立大学を卒業した後に、ある商社に入社しました。仕事は忙しかったですが、学生時代から交際をつづけている恋人に支えられ、何とか仕事をこなしていました。

入社して1年を経過し、仕事にも慣れてきた23歳のとき、ある宴席で同僚に勧められ、ごく軽い気持ちからはじめて覚せい剤を加熱吸煙(あぶり)で使いました。この当時は、何週間かに一度、友人とのパーティの際に使うという断続的な使用にとどまっておリ、仕事や家庭に支障が出ることなく、うまくコントロールして覚せい剤を使うことができていました。1年後、A 男は恋人と結婚し、これを機に実家を出て妻との生活をはじめました。

家庭生活の破綻

結婚生活は最初のうちは順調でした。A 男の仕事も順調であり、共稼ぎということもあって経済的にも裕福で都心のマンションに住むという優雅な暮らしぶりでした。そしてA 男が27歳のとき、妻が妊娠しました。

けれども、この頃には覚せい剤の使用頻度はかなり増えていました。「仕事の疲れをとるため」と自分に言い訳しながら、いつしか週3回は覚せい剤を使用する状況となっており、会社を欠勤することが多く、仕事上のミスも多くなりました。さらに、子どもが生まれた頃には、A 男はほぼ毎日、覚せい剤を使用するようになってしまっていました。ついにA 男はとりかえしのつかない仕事上のミスをしてしまい、会社を解雇されました。仕事を止めたA 男はますます覚せい剤にのめり込み、生まれたばかりの赤ん坊の世話をする妻に対して、被害妄想による暴言や暴力をくりかえすようになりました。妻は、「私と結婚したことがストレスで、A 男はこんな風になってしまったのか」と自分を責め、誰にも相談できずに苦しい毎日を送っていました。

家族教室に参加

しかし、とうとう耐えかね、妻は A 男の両親に相談することにしました。妻は、混乱した A 男の母親から「あなたがしっかり支えないからこうなった」と非難されましたが、父親に制され、最終的に 3 人の意見は、「とにかく専門家の意見を聴こう」ということにまとまりました。妻と A 男の両親は精神保健福祉センターに相談に行き、そこで開催されている薬物依存症家族教室に参加しました。このとき A 男の妻は、家族教室に参加した感想として、「同じような家族が他にもたくさんいて、『自分たちだけではないんだ』と思い、少しだけ目の前が明るくなりました」と涙ながらに語りました。

さらに A 男の妻と両親は、精神保健福祉センターの相談員から教えてもらった民間薬物依存回復施設ダルクの家族会にも参加するようになりました。そこでは、薬物依存症がどういった障害であるのかについて理解を深め、A 男の行動にどう対応すべきかについて、多くのことを学びました。

ダルク(DARC)入所

ダルク家族会に通い始めて半年を経過した頃、妻と両親は A 男とこれからのことについて話し合う場を持つことになりました。家族会でのアドバイスにしたがって、妻は A 男に離婚したいと切り出し、両親も今後いっさい A 男の面倒はみないことを伝えました。と同時に、A 男に薬物依存症の治療を受けて欲しいと伝えました。A 男はいつになく神妙に妻の話を聞いていました。この日、2 人の離婚が決まりました。

29 歳になった A 男は、ダルクに入所することを決意しました。けれども、入寮してまだ 3 ヶ月しか経っていない頃、A 男は「もう治った」といいはって施設を出てしまいました。A 男は退所した足でそのまま元妻のところに向かいましたが、施設から A 男退所の連絡を受けた元妻は、家族会の仲間に相談した結果、実家へ緊急避難することにしました。A 男は、2 日ほどかつての自宅の近くに潜んで、元妻が現れるのを待っていましたが、いつになっても現れないので諦めて、今度は自分の両親の家に向かいました。けれども、すでに家族会の仲間から A 男退所の情報を知らされていた両親は、A 男を家には上げないことに決めました。そのうえで父親は、近くの喫茶店で A 男と話し合い、「施設が回復したというまで、おまえとはいっさいのかかわりを持たない」という意向を伝えました。

家族のこうした対応の結果、A 男は行く場所を失い、しかたなく自分からダルクに戻ることにしました。その後、A 男は、回復のためのプログラムを再開し、1 年半の入寮生活を経たのちに、ダルクのスタッフの手伝いをするようになりました。

A男がダルクのプログラムに励んでいるあいだにも、両親は月一回開催されるダルク家族会への参加をつづけました。そこでは、A男の回復のためとはいえ、A男とかがわからないでいることの辛さを支えてもらいながら、少しずつ本来の心の落ち着きを取り戻していきました。

家族関係の回復にむかって

A男が入所して2年を経過したとき、A男、両親、ダルクスタッフで話し合う場を持ちました。そして施設の許可を得て、A男は、家族の再構築を図るために1泊の予定で実家に帰りました。それ以後、A男は、定期的に施設からの1～2泊の実家に外泊をくりかえし、何度も家族と今後について話し合う機会を持ちました。そうした話し合いのなかで、A男はダルクのスタッフになることを決意しました。

現在、A男は、リハビリ施設の回復者カウンセラーとして社会復帰をはたしています。A男がダルクに入所してから3年の月日が流れています。一時は、A男とかがかわることから手を引いた両親でしたが、いまではかつての親子の関係を回復しつつあります。

B男さんの場合

親の愛とは

子ども？といっても、今年で31歳になる立派な？大人です。

私は5年半前に、息子がクスリを使用しているのを知り、気が動転し、警察の手から逃れるために、息子の苗字を変え、そして住んでいる町を2人で出ました。苗字を変えたのは、私たちの生活のため…。そして世間の目から逃れるため…。何よりも、法を犯した子だからでした。それでも、いずれきっと、何かの罰はある。そう思いながらも変えました。住んでいる町を出たのは、時を待とう。時が経ったら、警察に捕まることもないかもしれない。そんな思いからでした。

町を出てから、私と一緒にいられたのは、8日間でした。クスリが切れ始めたら、狂って、狂って…。女の私では、どうにも押さえが利かなくなり、それでも何とかしなければと奔走しましたが、「何処に？」「誰に？」と相談することも出来ず、ただ泣くしかありませんでした。息子はと言えば、泣いている私に目をくれることもなく、「金をくれ！」「金を出せ！」それのみで、知らない町で毎日パチンコ、ゲーム三昧でした。この人だったら、ここだったら相談できるかもしれないなどと思って行ってみても、いざとなると

“覚せい剤”という言葉をお口にすることが出来ず、「何しに來たんだろうこの人？」というやうな目で見られました。そして、どうすることも出来なくなり、日に日に狂っていく息子を目の当たりにし、主人と2人、自らの手であれほど嫌だった警察に我が子を売ることになりました。警察に連れて行かれた挙句、精神病院への入院でした。

当時は、本当に狂ってしまいたかった…。今考えれば、私も十分狂っていたのかも知れません。この時は、本当に辛く、苦しい時期でした。どうにもならなくなったとき、自分を責め、息子を責め、主人を責め続け、心も体もボロボロになり、いっそ一家で死んでしまおう…。いやいや、息子だけ死んでもらおうかと思ったものでした。人間、ここまで卑屈になれるものなのですね…。

やがて、息子はダルクへ。

私と主人は家族会へ行きました。

ダルクに入寮させてからと言って、息子が落ち着いたわけではなく、1ヶ月経ったとき、ダルクから逃げ帰ってきたときの話です。

「家に入れてくれ。」

「入れることは出来ない。」

1時間、これの繰り返しをして、そして息子が、

「ガソリンを撒いて家に火をつけてやる！」

と言って、ガソリン20ℓを撒き始めました。本人が本当に火をつけるならそれでもいい。実はもうすべて終わりにしたかった。息子も私たちも、すべてこの世から消えてしまいたい。これが本音でした…。それでもまだ、どこかに理性が少なからずともあったのか、近所周りに迷惑がかかってしまう。そう思って、主人が車のキーと携帯だけを持って、外に出ました。

主人はクスリで完全に狂ってしまった息子を車に乗せ、ダルクに戻すまで24時間もあちらこちらと連れ添い続けました。

疲れ果て、最後には埠頭で、「頼むから死んでくれないか？ 1人では逝けないだろうから、俺も一緒に逝ってやるよ。」などというやりとりがあり、本人も納得してダルクに戻りました。

あれから5年経って、息子はダルクでスタッフをやっています。学校講演などで、やはり主人とのやり取りが頭の中にあるらしく、埠頭へ連れて行かれたときの話などをしていらっしゃるようです。自分もクスリを使った人間ですから、「使うな」とは言えず、啓発の意味でも、たった1人家族の中にクスリを使った者がいると一家がバラバラになっ

てしまうということを、身をもって体験した者として話をしているようです。

“クスリやめますか？ それとも人間やめますか？”

というスローガンを見ても、私たちには、関係のない話だと思っていましたし、息子には誰にも負けないぐらいの愛情をかけて育ててきたつもりでしたが、気がつけば、いつの間にか人間をやめていました。普通の子でいて欲しかった。健康な、元気な子でいて欲しかった。

現在、日本には 300 万人を超える薬物依存症者がいると言われていています。その状況の中で、今私が出来ることといえば、「クスリを使わないで欲しい。使わないで下さい」と啓発すること。そして、「一家がバラバラにならないで欲しい。いつも温かい家庭であって欲しい。みんなが大好きな家族であって欲しい」と願い、「出来れば私たちのように辛く、苦しい思いをする家庭をつくらないで下さい」と、祈る気持ちで自分の恥をさらしながら啓発に努めて行きたいと思っています。

そして、もし既に薬物に依存してしまったのなら、治ることはないけれど、回復は出来ます。再発のある病気ではありますが、現状、再発することもなく働いている人はたくさんいます。息子も少しずつですが、確実に回復に向かって歩いています。いつ再発するかなど、先走って考えても仕方のないことなので、今は考えていません。

一度はクスリのためにバラバラになった家族ですが、回復に向かって歩き出した息子を見守りながら、私たち夫婦は、自分たちの生活を地に足をしっかりつけて生きて行きたいと思い、今再び、2人で歩き始めています。

Q1：どのくらい使えば依存症になるのでしょうか？

A1：どのような薬物であれ、一回使ったらすぐに依存症になるというわけではありません。最初、人は偶然のなかで薬物と出会い、様々な理由からそれをくりかえし使うようになります。たとえば、日々の生活のなかで一息つくときに疲れを癒やしたり、嫌なことを忘れてたりするために、あるいは、仕事に対する意欲やセックスの活力を高めて、本来よりも自分を「大きく」「強く」「優れている」ように見せるために、薬物を使います。若い人のなかには、「自分には友だちがたくさんいる」「みんなとうまくやれている」「好かれている、愛されている」「軽く見られていない」という感覚を保ちたくて、勧められた薬物を断らなかった人もいるかもしれません。とにかく最初のうちは、薬物は自分の不足を補ってくれる面があったのでしょう。

しかし、あるときふと気がつくと、薬物なしでは、以前よりも疲れて全身がだるく何も意欲がわかなくなっている自分、あるいは、薬物なしでは本来よりも「小さく」「弱く」「だめな」自分に気がつきます。正確に言えば、どこかでこうした事態に気がつきながらも、薬物依存者は、「まだ大丈夫」「その気になればいつでも止められる」と自分で自分をだましています。さらに、薬物のために周囲にたくさんの嘘をつき、大切な人との約束を破るようになり、生活は乱れ、人間関係は破綻していきます。もはやこの段階では、薬物が生活習慣に深く入り込み、薬物による心理的・社会的な問題が生じているのです。依存症とはこういった状態です。

それでは、一回くらいならば薬物を使っても問題ないといえるのでしょうか？ もちろん、そうではありません。全く薬物を使ったことのない人と一回使ったことがある人とでは、次に薬物を使う可能性には雲泥の差があります。その差は、一回使ったことのある人と2回使ったことのある人とで同じ比較をした場合とは、とうてい比較にならないほどの圧倒的なものです。

最初の一回に手を出すことで、多くの人はそれまでと違う物の考え方・感じ方をするようになります。後に薬物依存症となった方のなかで、最初の一回のとき、「なんだ、たいしたことないじゃないか」「特に危なくもなさそうだ」「これくらいなら自分でコントロールできる」と感じたという人は意外に多いのです。こんな具合に事実を自分に都合良く歪めてとらえ、いわば「自分で自分をだます」のが、依存症者の特徴ですが、最初の一回の時点で、こうした特徴が早くも芽吹いていることが少なくないというのは、ぜひとも強調しておきたい点です。

Q2：息子が薬物をやっていることを知りました。

私たちの育て方が原因なのでしょうか？

A2：世の中に完璧な親はいません。あなた方のこどもの育て方に何か問題はあったかもしれませんが、それだけで子どもが薬物を乱用するわけではありません。むしろ親が一番身近で影響力のある援助者なのです。これからどうしていくのがよいのか、前向きに自分たちのこれまでの対応の仕方を総点検してみることが必要です。

ご家族が、「自分たちの育て方が悪かった」と自分たちを責めれば責めるほど、ご本人の様々な要求にふりまわされてしまい、結果的に、ご本人の薬物使用を支えてしまうことが多いことを忘れないでください。

まずは、家族が精神保健福祉センターの薬物依存家族教室や家族の自助グループに参加して、薬物依存症に関する知識と理解を深め、これからの対応について学ぶことが大切です。

Q3：薬物を使用して暴れているが、どうしたらよいですか？

入院させてもらえますか？それとも、警察に連絡をした方がよいのでしょうか？

A3：まず、最寄りの保健所、もしくは各都道府県にある精神保健福祉センターに相談してみましよう。薬物乱用の影響がどのような程度であるかを見きわめることが大切です。それにまた、いきなり精神科病院に相談しても、病院によっては「薬物」と聞いただけで断られてしまうことがあるので、薬物関連問題に対応する病院（たとえば、アルコール依存症の治療経験が豊富な病院など）を知るためには、保健所や精神保健福祉センターに相談することが役立ちます。

もしも、幻覚や妄想などの精神病の症状があるのであれば、入院治療に導入することを考える必要があります。単に急性中毒による精神病症状であれば、薬物使用を止めることにより数日で消失するのが普通ですが、なかには覚せい剤を止めて数日から数週を経過しているのに、精神病症状が消えないことがあります。このような慢性中毒の場合には、ご本人が治療を希望するか否かにかかわらず、入院治療とする必要があります。

また、その数は多くはないのですが、ご本人が断薬（薬物を止めていくこと）したいという動機を固めているのであれば、精神病症状の有無にかかわらず治療への導入を行います。もちろん、興奮が激しく、周囲に危害をもたらしそうなおそれがあれば、警察への連絡を躊躇すべきではありません。

Q4：警察に補導されたが、どうしたらいいでしょうか？

A4：大抵、警察から家族に連絡が入り、「本人を迎えに来て、引き取ってくれ」といわれます。そのような場合には、今後薬物に関連した問題が起こった場合の対応について、警察の方とよく話し合っておきましょう。また、依存の程度を診断してもらうために、医療機関を受診するチャンスにする必要もあります。

子どもの年齢が高ければ、その年齢にふさわしい社会的責任を取らせることも考えるべきですが、親の立場にある者にとっては、なかなかその勇気が出にくいものです。子どもがかわいそうだという気持ちと、親の自分にそうさせてしまった責任があるのではないだろうかという自責の気持ちを持っていることが多いからです。それだけに、補導や逮捕は、親子関係を見直したり、本人の薬物問題という現実に関わり親としてどのように向き合うべきかを考える機会です。家族会や家族教室に参加したり、家族みずから、カウンセリングなどを受け続けることも考えてみましょう。

Q5：子どもが薬物乱用仲間のところへ行ってしまうと、家に帰ってこない。帰ってきてても夜遅くであり、注意すると怒鳴ったり暴力をふるったりして手がつけられない。なんとかして縁を切らせることはできないでしょうか？

A5：薬物を乱用している最中や薬物の影響が強い状態のときには、どんなに家族が親身になって対応しても反発することが多いものです。薬物の影響がなくなって、ご本人と落ち着いたタイミングを見つけてみましょう。

その際には、相手を非難することはできるだけ避け、薬物乱用が健康によくないので心配している親の気持ちを素直に伝えることが大切です。また、興奮や暴力がひどいなどの理由により、そのままつづけば一緒に住めなくなってしまいそうな状況であれば、その旨をきちんと伝えることが必要です。ただし、こうした話をたんなる脅しのつもりでするのであれば、かえって暴力をさそうだけに終わるので、両親で話し合い、親としての気持ちをかためることが必要です。

Q6：病院に相談しても、本人を連れてこなければ話にならない、といわれていて、どうにもなりません。

A6：乱用者本人が自ら治療を受ける気になるためには、「底をつく」ことが必要なので、まず

家族が、本人をうまく「底つき」に導く方法に習熟することが大切です。「このままではやっていけない。薬物を止めるしかない」と感じ、底をついたときにはじめて、薬物依存症者本人が医療機関に登場するようになるのです。

ですから、最初のうち本人が病院に行こうとしなくとも、まずは家族自身が教育を受け、その対応が変わることでご本人の変化（底つき）を生み、相談へとつながることが可能になります。どのようにすればご本人にこうした変化を生じさせることができるかを知るには、精神保健福祉センターの家族教室や家族の自助グループに参加し続けることが必要です。

Q7：息子の身体がどんどん痩せていくが、このまま放っておいて大丈夫でしょうか？心配です。

A7：「あなたの健康を大変心配している」と素直に伝えることが大切です。難しいことですが、何よりも家族の愛情と一緒に伝えられることが望ましいのです。混乱したときには親の方もなかなか気持ちの整理がつけられないものですし、自信ももてません。まず家族自らが直接専門家に相談したり、自助グループに参加して、依存から回復するということがどういうことなのかをよく知り、回復（あなたの子どもではなく、あなた自身の回復です）の希望を持つことです。

Q8：息子が仕事（勉強）もせずにぶらぶらと一日中薬物を使いながら過ごしている。でも、誰に相談したらいいか分かりません。

A8：精神保健福祉センター、保健所、医療機関、警察などに相談窓口があります。ただ、医療機関の場合にはご本人が受診しなければ対応してくれないことが多いですし、警察の場合には、できれば逮捕などの司法的対応を避けたいという、親なればこそその気持ちから躊躇してしまうことでしょう。その意味では、まずは、精神保健福祉センターや保健所に相談してみることをおすすめします。

学生の場合には、学校に相談するという選択肢もないわけではありませんが、学校によっては「薬物使用」はただちに退学となってしまうこともあります。ですから、親としては、学校に相談するかどうかを決める前に、まずは子どもが通っている学校が薬物問題に対してどのようにとり組んでいるかを知る必要があるでしょう。

いずれにしても、親としては焦らずじっくりと腰を据えて対応する姿勢が大事です。

Q9：薬物を乱用していた仲間がみんな捕まったが、私たちが引き取りを拒否したために、自分の子どもだけが少年院に行くことになって、恨まれています。間違った対応だったのでしょうか？

A9：目先の情勢だけではどの判断がよかったのかどうかは分からないものです。自分の子の将来を長い目で見てやる必要があります。現実には少年院に行くことが必要だという判断がなされるには、長期の乱用・依存の歴史があったり、もしくはその他の犯罪を伴っている場合がほとんどなわけですから。

家庭裁判所の調査官との根気強い話し合いが重要です。

Q10：「運転免許をとらせてくれたら薬物を止めるから、金をくれ!」というが、いうとおりにお金を出せば薬物を止めてくれるのでしょうか？

A10：車の運転免許というのは、少年にとって数少ないアイデンティティのひとつです。免許をとって車を持つことが、多くの少年にとってはひとつのあこがれ・勲章であり、大人への登竜門であるわけですが、金を渡すことの意味を両親がよく話し合い、協力して当たろうという態勢が重要です。

親が免許証取得のためのお金を出してやって、その後、薬物をぱったり止めたという話はあまり聞いたことがありません。したがって、いうとおりにしても、その約束が守られるとは考えない方がよいでしょう。そのことをふまえたうえで、よく話し合ってみることです。

Q11：もう私自身が参ってしまいそうです。いっそのこと殺してしまいたい! と思うこともあります。どうしたらいいのでしょうか？

A11：今は何よりも、そんな風にせっぱ詰まってしまった自分を救うことが必要です。そのためには、家族自らが自分たちの悩みを相談できる相手が必要です。家族の中だけで問題を抱え込み、家族が孤立してしまえば、ますますご本人の状態に一喜一憂してふりまわされ、状況は悪化するばかりです。同じような悩みを抱えている家族は、あなた方だけではありません。精神保健福祉センターや自助グループの家族会に足を運んでみましょう。

Q12：子どもの部屋から、薬物らしきものが出てきて動転しています。

どうしたらよいでしょうか？

A12：冷静になって、ご本人と今後のことを話し合しましょう。うろたえたり言い争ったりして、際限のないイタチごっこになってしまうことがないようにしてほしいと思います。子どもとしっかりと向き合う絶好のチャンスなのかもしれません。薬物らしきものを発見したときは、慎重な対応が求められることもありますので、困ったときには精神保健福祉センターに相談しましょう。ただし、場合によっては警察や厚生労働省麻薬取締部とのやりとりが必要になる場合もあります。

Q13：「もうおまえを家に置いておくことはできない!」と叱ってみますが、子どもは逆ギレして怒鳴り散らし、薬物を買に行ってしまう。どうしたらよいでしょうか？

A13：脅かすことで薬物を止めさせようと考えているのであれば、それは無理なことです。ご本人の状態によっては逆効果になりますし、何度も何度もくりかえしているうちに、親のいうことは口先だけなんだと考えるようになります。

もしも本気で一緒に暮らせないと考えるならば、ご両親自らが家を出て行くことも考えなければならぬかもしれません。そのようにしてご本人をひとりにして、自分自身のことをゆっくり考える時間を与えることも、本人を「底つき」に導くことがあります。もちろん、別れて暮らさなくても、ご本人の尻ぬぐいをしないようにすることで、「底つき」に導くことができればよいのですが、そのためには、精神保健福祉センターでの相談と家族教室への参加を継続したり、家族の自助グループに参加することを通じて、対応に関する知識を習得し、家族が多少とも心の余裕を持てるようにするための努力が必要なのです。

**Q14：「あの子さえ薬物を止めてくれれば、この家もうまくいくのに……」と
思ってしまう。**

A14：これまで子どものためと思って、なんとかして薬物を止めさせようと必死にやって来たのに、結果は、子どもはますます薬物にのめり込んでしまったのではないのでしょうか？ 親の思惑がことごとく裏目に出てしまったのは、なぜだったのでしょうか？

その理由のひとつには、親の対応方法に間違いがあったということがあげられると思いま

す。子どもが自分の薬物乱用の結果として起こした様々な不祥事や不始末の尻ぬぐいをし、子どもが薬物を使わないようにと、転ばぬ先の杖を出したりすることはありませんでしたか？

そして、こうした間違っただ対応にどこかで気づいていながらも、子どもの薬物問題に振りまわされるあまり、自分たちの対応や生活を変える余裕が全くなかったのではないのでしょうか？

これからは、子どものことをじっと見守りながら、手を出しすぎることなく、自分たちの心に喜びを感じられるような生活を考えるて欲しいと思います。そのためには、家族が悩みを抱えて孤立することなく、専門家や同じ問題を抱えた家族と相談することが必要となってきます。そのような努力のなかで、少しずつご本人は変化をしていくことが多いのです。

Q15：子どもが薬物をやっているかどうかは、どのようにしたら分かりますか？

A15：生活の乱れからはじまって、交遊関係、言動の変化、いろいろな精神・神経症状や、学校や病院からの情報を集めることにより、多くの場合は早い段階で気がつくことができると思います。しかし、そんなときに大切なことは、家族内のコミュニケーションを保ち、子どもとの親密な関係をなくさないことです。一方的にしかりとばすことはしないで、子どもの考えていることを素直に聞いてみることから始めましょう。

Q16：本人の借金や近隣トラブルの後始末に追い回される毎日です。どうすれば問題行動を止められるのでしょうか？ それから、本人の借金は、私たち家族が返済していかなければならないのでしょうか？

A16：借金、それから暴力・暴言や虚言などといった様々な問題行動は、薬物依存症が引き起こす二次的な被害であることが多いと思います。事実、その多くは、薬物依存症からの回復にしたがって、少しずつ消失していくものです。

問題は、どうやってご本人にこの「依存症」という障害を自覚させ、その障害から回復するために行動を起こさせるかです。もっとも大切なことは、家族がこれまで知らず知らずに行っていたご本人の尻ぬぐいをやめることです。家族は、自分たちでも気づかないうちに、様々な尻ぬぐいをしているものです。これらの問題に気づくには、精神保健福祉センターで相談して専門家の立場からの意見を聞いたり、家族の自助グループに参加して、同じ問題を抱えながら、薬物依存症と闘ってきた他の家族の体験を聞いたりすることがとても参考になります。

なお、借金については、保証人になっていないかぎり、家族には返済の義務はありませんし、本

人自身に対応させるようにすることで、ご本人が自分の「薬物依存症」という障害に気づくことにつながります。

Q17：薬物を使うようになってから、本人はまるで別人のように性格が変わってしまいました。かつて優しい息子の面影は、いまはどこを探しても見あたらず、嘘つきでわがまま放題で、家族への気配りなどまったくなく、正直いって、我が子ながら怖いほどです。息子はもう完全におかしくなってしまうと、廃人になってしまったのでしょうか？

A17：薬物依存症は、その進行に伴って、本来のその人らしさまで変えてしまいます。これは、依存症による二次的な症状であり、依存症に対する治療を受け、薬物を使わない日々を重ねることによって、少しずつ本来の自分らしさをとりもどしていくことが可能です。

Q18：本人の薬物使用をなんとかしてやめさせようと、家族としてできるかぎりの努力をしてきました。本人が精神的なストレスを減らせばよいかと思い、本人が望むことはできるかぎり応えてあげたりもしました。けれども、本人にはいっこうに薬物を止める気配がありません。家族がどのようにかかわれば、本人は薬物を止めるようになるのでしょうか？

A18：かりに何らかの精神的ストレスから薬物に手を出したとしても、いったん薬物依存症になってしまうと、いくら原因となったストレスを取り除いても、薬物は止まりません。また、何とかで本人の薬物を止めさせようとして、必死になって説教したり、体罰を加えたり、本人とのあいだで取引や約束をしても、薬物依存症になってしまった以上、薬物はそう簡単に止まるものではありません。多くの場合は、家族がエネルギーを消耗して疲れ切ってしまうだけです。

大切なことは、こうした悩みを家族の中だけで抱え込まないことです。信頼できる専門家や同じ問題を抱えている家族の自助グループに参加して、第三者の視点から意見をもらいながら自分たちの行動を決めていくことが、ご本人の薬物依存症からの回復には非常に役立つのです。

Q19：本人がたびたび家の中で暴れます。家具を壊したり、ときには私たちに手をあげることもあります。妄想や幻覚もあるらしく、部屋の中で夜通しひとりごとをしゃべっていたりもします。どうしたらよいか？

A19：ご本人の暴力に対して、家族が最優先してとらなければならない行動は、自分たちの安全確保です。たびたび暴力的な行動がくりかえされるようならば、前もって避難先を確保しておいたり、緊急時にすぐに対応してもらえるようにあらかじめ警察に事情を話しておいたりするなど、事前の対処法を考えておく必要があります。こうした行動はいずれも薬物依存症にもとづく行動であり、治療によって改善するものですが、ご本人に治療を受けるように勧めるのは、ご本人が興奮しているときでは意味がありません。そうした話は、ご本人が落ち着いた状態のときに、冷静かつ穏やかにするべきです。

家族に危害が加えられたとき、あるいはその危険が高まったときには、とにかくその場から逃げてください。そのうえで警察に支援を要請しましょう。警察官が到着し、精神状態が異常であると判断した場合には、保健所を通じて緊急に精神科医療につなげてくれ、強制的に入院治療となることもあります。こうした手続きをスムーズに進めるためには、日頃から警察に状況を説明しておくといよいでしょう。

ただし、強制的な入院治療に導入されたとしても、ここではあくまでも薬物による中毒性精神病の治療をするだけであるということを忘れてはいけません。やはり根本の問題は薬物依存症であり、この治療は強制的に行うことはできないのです。

ご本人が自分の意志で薬物依存症の治療を受ける気持ちにさせるには、家族が精神保健福祉センターや家族の自助グループでの継続的な相談を行っていくことが役立ちます。

Q20：本人が違法薬物を使っていたことが分かり、警察に通報したところ逮捕されてしまいました。本人に恨まれているかと思うと、出所した後また本人が帰ってくるのが怖いです。

A20：家族の通報でご本人が刑事処分を受けることは、家族にとっても辛く苦しいことです。たしかに、ご本人がまだ自分の薬物依存症に向き合えていない段階では、出所後に、家族を責めつづけ、家族に対する「恨み」を理由に薬物を使いつづける場合もないわけではありません。しかし、忘れないでください。ご本人は何を置いてもまず薬物を使いたいのであって、そのためには理由になりそうなものには何でもしがみつくものです。

実際には、ダルクなどの施設で回復した薬物依存症者本人たちの体験談を聞いていると、刑務所に入ったことが薬物を止めるためのターニングポイントになったケースや、家族への「恨み」がむしろ生きるバネになったというケースも少なくないことに気がつきます。たとえ、一時的には家族に対する「恨み」の感情にとらわれていても、薬物が止まり正常な考え方が出来るようになると、通報した親の苦しみに気づけるようになったり、薬物を止めるきっかけをつくってくれた家族に対して「感謝」の気持ちを持ったりするようになることも少なくないのです。

通報してしまったということに対する罪悪感で、家族が自分を責めるのは、もう止めましょう。それよりも、逮捕をきっかけにご本人を治療の場に結びつけるために、今自分に何が出来るかを考えてください。忘れてはならないのは、逮捕されたり刑務所に入ったりすることは、本人がいままで目を背けていた自分の問題を自覚するきっかけにはなりますが、決してただそれだけで依存症から回復するわけではないということです。何年ものあいだ刑務所の中にいて、その間は薬物を使っていなくても、それは本当の意味で「止めていた」とはいえないのです。本人にとっての「本番」は、社会に戻ってきてからなのです。

ご本人が逮捕されて拘留されていたり、刑務所に服役しているときこそ、本人が出てきてからいかに治療につなげていくかを考える時期です。出所後の本人の回復の成否は、ご本人がこうした司法的処遇を受けているあいだに、家族が精神保健福祉センターや家族の自助グループへの相談を継続できていたかどうかにかかっています。

付録 連絡先一覧

全国の精神保健福祉センター

(平成21年10月現在)

センター名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道立精神保健福祉センター	003-0027	札幌市白石区本通16-北6-34	011-864-7121
青森県立精神保健福祉センター	038-0031	青森市大字三内字沢部353-92	017-787-3951
岩手県精神保健福祉センター	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9617
宮城県精神保健福祉センター	989-6117	大崎市古川旭5-7-20	0229-23-0021
秋田県精神保健福祉センター	010-0001	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1階	018-831-3946
山形県精神保健福祉センター	990-0021	山形市小白川町2-3-30	023-624-1217
福島県精神保健福祉センター	960-8012	福島市御山町8-30	024-535-3556
茨城県精神保健福祉センター	310-0852	水戸市笠原町993-2	029-243-2870
栃木県精神保健福祉センター	329-1104	宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-8785
群馬県こころの健康センター	379-2166	前橋市野中町368	027-263-1166
埼玉県立精神保健福祉センター	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2	048-723-1111
千葉県精神保健福祉センター	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2	043-263-3891
東京都立中部総合精神保健福祉センター	156-0057	世田谷区上北沢2-1-7	03-3302-7575
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	206-0036	多摩市中沢2-1-3	042-376-1111
東京都立精神保健福祉センター	110-0004	台東区下谷1-1-3	03-3842-0948
神奈川県精神保健福祉センター	233-0006	横浜市港南区芹が谷2-5-2	045-821-8822
新潟県精神保健福祉センター	950-0994	新潟市中央区上所2-2-3	025-280-0111
富山県心の健康センター	939-8222	富山市蜷川459-1	076-428-1511
石川県こころの健康センター	920-8201	金沢市鞍月東2-6	076-238-5761
福井県精神保健福祉センター	910-0005	福井市大手3-7-1 織協ビル2階	0776-26-7100
山梨県立精神保健福祉センター	400-0005	甲府市北新1-2-12	055-254-8644
長野県精神保健福祉センター	380-0928	長野市若里7-1-7	026-227-1810
岐阜県精神保健福祉センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 福祉・農業会館内	058-273-1111
静岡県精神保健福祉センター	422-8031	静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9245
愛知県精神保健福祉センター	460-0001	名古屋市中区三の丸3-2-1 東大手庁舎	052-962-5377
三重県こころの健康センター	514-8567	津市桜橋3-446-34	059-223-5241
滋賀県立精神保健福祉センター	525-0072	草津市笠山8-4-25	077-567-5010
京都府精神保健福祉総合センター	612-8416	京都市伏見区竹田流池町120	075-641-1810
大阪府こころの健康総合センター	558-0056	大阪市住吉区万代東3-1-46	06-6691-2811
兵庫県立精神保健福祉センター	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2	078-252-4980
奈良県精神保健福祉センター	633-0062	桜井市粟殿1000 奈良県桜井総合庁舎内	0744-43-3131

センター名	郵便番号	所在地	電話番号
和歌山県精神保健福祉センター	640-8319	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザビック愛2階	073-435-5194
鳥取県立精神保健福祉センター	680-0901	鳥取市江津318-1	0857-21-3031
島根県立心と体の相談センター	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階	0852-32-5905
岡山県精神保健福祉センター	703-8278	岡山市古京町1-1-10-101	086-272-8839
広島県立総合精神保健福祉センター	731-4311	広島県安芸郡坂町北新地2-3-77	082-884-1051
山口県精神保健福祉センター	747-0801	防府市駅南町13-40 防府総合庁舎2階	0835-27-3480
徳島県精神保健福祉センター	770-0855	徳島市新蔵町3-80	088-625-0610
香川県精神保健福祉センター	760-0068	高松市松島1-17-28	087-804-5565
愛媛県心と体の健康センター	790-0811	松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター3階	089-911-3880
高知県立精神保健福祉センター	780-0850	高知市丸ノ内2-4-1	088-821-4966
福岡県精神保健福祉センター	816-0804	春日市原町3-1-7	092-582-7500
佐賀県精神保健福祉センター	845-0001	小城市小城町178-9	0952-73-5060
長崎こども・女性・障害者支援センター	852-8114	長崎市橋口町10-22	095-844-5132
熊本県精神保健福祉センター	860-0844	熊本市水道町9-16	096-359-6401
大分県精神保健福祉センター	870-1155	大分市大字玉沢字平石908	097-541-5276
宮崎県精神保健福祉センター	880-0032	宮崎市霧島1-1-2	0985-27-5663
鹿児島県精神保健福祉センター	890-0065	鹿児島市郡元3-3-5	099-255-0617
沖縄県立総合精神保健福祉センター	901-1104	島尻郡南風原町宮平212-3	098-888-1443
札幌こころのセンター	060-0042	札幌市中央区大通西19 WEST 19-4階	011-622-0556
仙台市精神保健福祉総合センター	980-0845	仙台市青葉区荒巻字三居沢1-6	022-265-2191
さいたま市こころの健康センター	338-0003	さいたま市中央区本町東4-4-3	048-851-5665
千葉市こころの健康センター	261-0003	千葉市美浜区高浜2-1-16	043-204-1582
横浜市こころの健康相談センター	222-0035	横浜市港北区鳥山町1735	045-476-5505
川崎市精神保健福祉センター	210-0004	川崎市川崎区宮本町2-32 JA セレサ川崎みなみビル4階	044-200-3195
新潟市こころの健康センター	951-8133	新潟市中央区川岸町1-57-1	025-232-5560
静岡市こころの健康センター	422-8006	静岡市駿河区曲金3-1-30	054-285-0434
浜松市精神保健福祉センター	430-0929	浜松市中区中央1-12-1 県浜松総合庁舎4階	053-457-2709
名古屋市精神保健福祉センター	453-0024	名古屋市中村区名楽町4-7-18	052-483-2095
京都市こころの健康増進センター	604-8845	京都市中京区壬生東高田町1-15	075-314-0355
大阪市こころの健康センター	534-0027	大阪市都島区中野町5-15-21	06-6922-8520
堺市こころの健康センター	591-8021	堺市北区新金岡町5-1-4 北区役所5階	072-258-6646
神戸市こころの健康センター	652-0897	神戸市兵庫区駅南通5-1-2-300	078-672-6500
広島市精神保健福祉センター	730-0043	広島市中区富士見町11-27	082-245-7731
岡山市こころの健康センター	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-1273
北九州市立精神保健福祉センター	802-8560	北九州市小倉北区馬借1-7-1	093-522-8729
福岡市精神保健福祉センター	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-5-1	092-737-8825

全国の家族会

(平成21年10月現在)

名称	開催場所	問い合わせ先
全国薬物依存症者家族連合会 (薬家連)	栃木県小山市若木町2-10-17 豊永マンション2階B号	0285-30-3313
ドムクス・さっぽろ (北海道札幌市)	札幌市生涯学習センター ちえりあ2Fサークル活動室 毎月第4木曜日 18:00～21:00	北海道ダルク 011-221-0919 岩松 090-3432-5626
秋田ダルク家族会 (秋田県秋田市)	サンバル秋田 毎月第4日曜日 14:00～17:00	秋田ダルク 018-889-5060 平野内 090-9032-1072
仙台ダルク家族会 (宮城県仙台市)	仙台市市民活動サポートセンター 毎月第1日曜日 12:00～17:00 仙台ダルク 毎月第3火曜日 19:00～21:00	仙台ダルク 022-261-5341 伏見 090-3642-9516
山形家族会 (山形県山形市)	山形市男女共同参画センターファースト 毎月第4土曜日 13:30～15:30	原田 090-7666-7998
郡山家族会 (DA) (福島県郡山市)	郡山中央公民館 毎月第3水曜日 18:30～20:30	磐梯ダルク 0241-33-2111 深谷 0248-72-3663
新潟家族会 (新潟県長岡市)	長岡健康センター 毎月第1月曜日 19:00～21:00	磐梯ダルク 0241-33-2111 小西 090-8723-3715
DAKKS (ダックス) とちぎ (栃木県那須塩原市)	石林地区公民館 毎月第1土曜日 13:00～17:00	鈴木 090-8891-3887
アクション家族会とちぎ (栃木県宇都宮市)	城山地区市民センター 毎月最終日曜日 10:00～16:00	事務局 028-652-5541 栃木ダルク宇都宮 OP 028-650-5582
茨城ダルク家族会 (茨城県桜川市)	福祉センターあまびき 毎月第3土 14:00～ 日 10:45～	茨城ダルク 0296-35-1151 家族会 HP http://www21.ocn.ne.jp/~darc/
ANAK (アナク) (茨城県神栖市)	神栖市社会福祉協議会 毎月第1火曜日 13:00～17:00	事務局 (湊) 090-3215-7850
つくば家族会 (茨城県つくば市)	飯室宅 毎月第1土曜日 11:00～	飯室 029-866-1594
群馬 DA 家族会 (群馬県藤岡市)	藤岡公民館 毎月第2日曜日 13:30～15:30	群馬こころの健康センター 027-263-1166 飯塚 090-2912-9190
サルビア (東京都目黒区)	上目黒住区センター又はサルビア事務所 毎月第2・最終土曜日 13:00～16:00	千葉 090-1694-7889
ドムクス・とうきょう (東京都千代田区)	幼きイエス会 毎月第4土曜日 13:00～17:00	岩松 055-947-2688 090-3432-5626
横浜ひまわり家族会 (神奈川県横浜市)	横浜ダルク 毎月第2・第4水曜日 13:30～16:00 (ビギナー 12:30～)	岡田 090-8720-4641 吉田 045-984-9385
ドムクス・やまなし (山梨県甲府市)	甲府市総合市民会館 毎月第1金曜日 13:00～17:00	岩松 055-947-2688 090-3432-5626
ドムクス・しずおか (静岡県静岡市)	もくせい会館 毎月第2土曜日 12:00～17:00	岩松 055-947-2688 090-3432-5626
ドムクス・はままつ (静岡県浜松市)	和知山公園集会所 毎月第1土曜日 19:00～21:00	岩松 055-947-2688 090-3432-5626
ドムクス・みしま (静岡県三島市)	三島市民生涯学習センター 毎月第2水曜日 18:00～21:00 (要予約)	岩松 055-947-2688 090-3432-5626
東三河家族の会 (愛知県豊川市)	ウイズ豊川 毎月第1月曜日 19:00～20:30 (ビギナー 18:30～)	竹本 090-7678-0856
愛知家族会 (愛知県名古屋)	ウイルあいち 毎月第2土曜日の翌日の日曜日 10:00～16:00 (ビギナー教室9:00～)	林 090-7866-6753
ピア岐阜 (岐阜県岐阜市)	岐阜市民福祉活動センター 毎月第1・第3土曜日の2回 18:00～21:00	ピア岐阜 090-5615-5928 peergifu_drug_addiction@hotmail.co.jp
三重家族会 (三重県津市)	アスト津 毎月第2土曜日 10:30～12:00	土田 090-2189-6174 池田 090-8737-6223
びわこ家族会 (滋賀県大津市)	リバーヒル大石 毎月第4土曜日 10:00～16:00	びわこダルク 077-521-2944
京都ダルク家族プログラム (京都府京都市)	ひと・まち交流館 京都 毎月第4日曜日 14:00～16:00	京都ダルク 075-645-7105
北九州ダルク家族ミーティング	北九州ダルク 毎月第3日曜日 13:00～15:30	北九州ダルク 093-923-9240
九州ダルク家族の会 (福岡県福岡市)	市民福祉プラザふくふくプラザ 毎月第4日曜日 13:00～17:00	九州ダルク 092-471-5140 前田 080-5219-6479 (pm.7:00～9:00)
熊本家族会 (熊本県下益城郡富合町)	熊本県立こころの医療センター2階 毎月第1日曜日 13:30～15:30	熊本ダルク 096-345-1713

全国のダルク (DARC)

(平成21年10月現在)

名 称	郵便番号	所在地	電 話
北海道 DARC	060-0031	北海道札幌市中央区北一条東6丁目10	011-221-0919
仙台 DARC	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉2-1-26	022-261-5341
秋田 DARC	019-2441	秋田県大仙市協和小種字下鏡台217	018-889-5060
鶴岡 DARC	999-7544	山形県鶴岡市中山字瓜沢60-4	0235-35-3720
磐梯 DARC リカバリー・ハウス	966-0402	福島県耶麻郡北塩原村大塩4459-1	0241-33-2111
茨城 DARC 「今日一日ハウス」	307-0021	茨城県結城市大字上山川6847	0296-35-1151
鹿島 DARC	314-0143	茨城県神栖市神栖1-6-26	0299-93-2486
鹿島 DARC シャローム・ハウス	314-0143	茨城県神栖市神栖1-6-26	0299-93-5507
栃木 DARC 宇都宮 アウトパセーション	320-0014	栃木県宇都宮市大曾2-2-14 形松ビル3階	028-650-5582
栃木 DARC 那須トリートメント・センター	329-3225	栃木県那須郡那須町豊原丙3227-2	0287-77-7157
DARC 女性シェルターとちぎ			0285-53-7963
日本 DARC アウエイクニングハウス	375-0047	群馬県藤岡市上日野2594	0274-28-0311
群馬 DARC	370-0002	群馬県高崎市日高町144	027-363-3308
埼玉 DARC	330-0061	埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-12	048-823-3460
千葉 DARC	260-0841	千葉県千葉市中央区白旗3-16-7	043-209-5564
千葉 DARC 九十九里ハウス	299-4347	千葉県長生郡長生村小泉1310	0475-32-6863
日本 DARC 本部	116-0002	東京都荒川区荒川3-33-2	03-3891-9958
日本 DARC 上野 インフォメーション・センター	110-0015	東京都台東区東上野6-21-8 サニーハイツ東上野2階	03-3844-4777
日本 DARC サンライズ・レジデンス	130-0005	東京都墨田区東駒形3-2-4	03-5819-3877
日本 DARC トゥデイ・ハウス	299-0244	千葉県袖ヶ浦市野田39-9	0438-63-5005
APARI 東京本部	110-0014	東京都台東区北上野2-2-2 ピースフル北上野1階	03-5830-1790
APARI クリニック上野	110-0015	東京都台東区東上野6-21-8 サニーハイツ東上野1階	03-5827-1020
DMC (ダルク・メモリアル・コミュニティー)	116-0002	東京都荒川区荒川3-33-2	03-6909-6338
東京 DARC	116-0014	東京都荒川区東日暮里3-10-6	03-3807-9978
東京 DARC セカンド・チャンス	110-0003	東京都台東区根岸3-18-16 水野ビル2階	03-3875-8808
Flicka Be Woman (フリッカ) DARC	114-0014	東京都北区田端6-3-18 ピラカミムラ301号	03-3822-7658 (月・火・水・木)
横浜 DARC デイケア・センター	232-0017	神奈川県横浜市南区宿町2-44 宮前ビル1階	045-731-8666
川崎 DARC	211-0044	神奈川県川崎市中原区新城4-1-1 新城 NH ビル2階	044-798-7608

名 称	郵便番号	所在地	電 話
富山 DARC	931-8371	富山県富山市岩瀬古志町19-1	076-407-5777
山梨 DARC	400-0856	山梨県甲府市伊勢4-21-1 清水ビル	055-223-7774
長野 DARC	386-0155	長野県上田市蒼久保1522-1	0268-36-1525
長野 DARC 薬物問題電話相談室			0268-75-9688
岐阜 DARC	500-8175	岐阜県岐阜市長住町7-3	058-251-6922
静岡 DARC	419-0111	静岡県田方郡函南町畑毛205-5	055-978-7750
スルガ DARC	422-8058	静岡県静岡市駿河区中原808-2	054-283-1925
三河 DARC	440-0871	愛知県豊橋市新吉町73 大手住宅 E 棟104号	0532-52-8596
名古屋 DARC	462-0834	愛知県名古屋市北区長田町4-67	052-915-7284
DARC 家族相談室	440-0871	愛知県豊橋市新吉町73 大手住宅 E 棟104号	0532-53-5788 090-7049-1093 24 時間対応 繁原
三重 DARC	514-0033	三重県津市丸之内1-16	059-222-7510
びわこ DARC	520-0813	滋賀県大津市丸の内町8-9	077-521-2944
京都 DARC	612-0029	京都市伏見区深草西浦町6-1-2 サンリッチ西浦1階	075-645-7105
京都 DARC ネクス・ケア・ホーム	612-0088	京都市伏見区深草出羽屋敷町10-13	
大阪 DARC	533-0021	大阪府大阪市東淀川区下新庄4-21 A 103	06-6323-8910
Freedom	533-0021	大阪府大阪市東淀川区下新庄4-21 A 105	06-6320-1463
奈良 DARC	635-0065	奈良県大和高田市東中2-10-18 北橋ビル2階	0745-22-0207
鳥取 DARC	681-0001	鳥取県岩美郡岩美町牧谷645-4	0857-72-1151
和歌山 DARC	640-8319	和歌山県和歌山市手平5-8-28 十二番丁69スカイハイツ十二番丁ビル1-A	073-433-5117
高知 DARC	784-0032	高知県安芸市穴内乙390-3	0887-35-2997
高知 DARC 女性ハウス「ちゃめ」	780-8691	郵便事業株式会社高知支店私書箱94号	
九州 DARC デイケア・センター	812-0017	福岡県福岡市博多区美野島2-5-31	092-471-5140
北九州 DARC デイケア・センター	802-0064	福岡県北九州市小倉北区片野4-13-30 片野タカケンビル1階	093-923-9240
長崎 DARC	850-0045	長崎県長崎市宝町9-14 三愛ビル201号	095-848-3422
熊本 DARC	860-0855	熊本県熊本市北千反畑町1-9 古荘201号	096-345-1713
大分 DARC	870-0813	大分県大分市王子山の手町九組	097-547-2375
宮崎 DARC	880-0027	宮崎県宮崎市西池11-36	098-538-5099
DARC 女性ハウス九州		(連絡は宮崎 DARC へ)	
鹿児島 DARC	892-0848	鹿児島県鹿児島市平之町3-2 丸和ビル 1F-101号室	099-226-0116
沖縄 DARC デイケア・センター	901-2221	沖縄県宜野湾市伊佐1-7-19	098-893-8406

薬物依存症者をもつ家族のための自助グループ 代表連絡先

■ NAR-ANON (ナラノン) ジャパン ゼネラルサービスオフィス

〒 171-0021 豊島区西池袋 2-1-13 目白ハウス 2E

電話・FAX 03-5951-3571 受付：月曜～金曜(祝祭日は休み)の 10:00～16:00

薬物依存症者本人のための自助グループ 代表連絡先

■ ナルコティクス・アノニマス(NA) ジャパン セントラル オフィス

〒 115-0045 東京都北区赤羽 1-51-3-301

電話・FAX 03-3902-8869 毎週火曜日 19:00～20:00 毎週土曜日 13:00～17:00

(FAX は毎日 24 時間受付けています)

発行：厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

制作作成：再乱用防止資料編集委員会

尾崎 茂(国立精神・神経センター精神保健研究所)

栗坪千明(栃木ダルク)

幸田 実(東京ダルク)

小松崎未知(全国薬物依存症者家族連合会)

近藤あゆみ(国立精神・神経センター精神保健研究所)

関 紳一(埼玉県済生会鴻巣病院)

高橋郁絵(東京都立多摩総合精神保健福祉センター)

松本俊彦(国立精神・神経センター精神保健研究所)

三井敏子(北九州市立精神保健福祉センター)

和田 清(国立精神・神経センター精神保健研究所)

このパンフレットは、平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)(H17- 医薬 - 一般 - 043)
による研究成果をもとに制作されました。

このパンフレットは以下のホームページからダウンロードすることができます。

厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku_doikuhon.html

国立精神・神経センター精神保健研究所薬物依存研究部

<http://www.ncnp.go.jp/nimh/yakubutsu/drug-top/booklet.htm>

全国薬物依存症者家族連合会

<http://www.yakkaren.com/kazokumukedokuhonA4.pdf>

21年12月

○本冊子は、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示 = 紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[A ランク]のみを用いて作製しています。



発行：厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課